

経済研究

第9巻 第3号

July 1958

Vol. 9 No. 3

殖産興業政策と産業資本の生成

楫 西 光 速

はじめに

明治維新政府の殖産興業政策についてはすでに数多くの研究があり、最近にはさらに財政史の分野からの分析もおこなわれて、1881年(明治14年)の紙幣整理・官業払下を契機とする政策転換を中心に、各方面からの究明がおこなわれているようである。しかし、そこにはなお疑問として残されている点が少からず見出される。最も多く論議が集中されている政策転換の意義などはその最大のものであろうが、その問題を解くためにも、従来のようなたんに官業の推移や大企業への保護等の上つらな見方からだけではなく、この時期の実態をさらに詳細にほり下げる追求する必要があるようと思われる。さし当っての私の最も大きな疑問は、殖産興業資金の交付が実際に果してどのような結果をもたらしたかということであり、明治初期の産業資本の生成とどのような関連をしめしているか、という点についてである。それについては、庄司吉之助氏によってとりあげられたような地方における産業資本のあり方の究明が重要であって、もちろんこの限られたスペースではそれに説きおよぶことは到底できないのであるが、できうるかぎりその問題の解明に近づいたつもりである。そして、一応の結論としてあげられることは、明治政府の殖産興業政策が、高度な近代産業の性急な移植を第1義としながらも、不平等条約の制約下に、輸入の防遏と輸出の振興を達成しなければならない要請もあって、在来の

固有産業を簡単に無視することができなかったことであり、またその間ささやかながら見うけられる自生的な産業資本の展開は、直接的には殖産興業資金そのものには関連なく、むしろ在来産業あるいはすでに幕末に輸入された近代産業につながりをもっている、ということである。

I 殖産興業資金の交付

資本主義的生産方法の急速な助長、育成を第1の任務とする明治維新政府は、周知のごとく、産業貸付金の交付、民間産業の保護助成、および重要産業の直営等を通じて、その殖産興業政策を強力に展開した。

産業資金の貸付には太政官札の石高貸、勧業貸ならびに準備金・起業基金・勧業資本金および勧業委託金等からの貸付があった。太政官札は発行当初の趣旨に反して¹⁾、結局財政の窮乏とくに軍事費の不足を補填するために多額が活用されることとなって、総額、4,800万両のうち殖業興業の資金として貸与されたものは17,894,200両にすぎなかった。そのうち石高貸は11,334,200両であり、その内訳は列藩貸与9,609,700両、藩預所貸与139,000両、府県貸与1,584,000両、旗本貸与1,500両となっている。その貸付先は鹿児島藩61万両、金沢藩55万両、名古屋藩44万両、和歌山藩42万両、広島藩34万両、佐賀藩30万両等をはじめ、260余藩、12府県にわたり、ほとんど全国におよんだが²⁾、実際には極度の財政窮乏にお

1) 太政官札発行の趣旨については、大内・大島・加藤・楫西『日本資本主義の成立』II、351~3頁参照。

ちいった各藩が一時の急を凌ぐために拝借を出願するものが多く、そのうち、多額が藩の費用に活用されて、ほんらいの殖産興業の目的に使用されたものはかなり限定されたようである。

勧業貸は、商法司中に設けられた商法会所を通じておこなわれ、取扱う產物高に応じて貸与することになっていたが、実際は、主として京阪地方の商人に対し、多くは御用金調達証書を担保として³⁾、同額の太政官札が貸付けられた。たとえば、大阪商法会所では、1868年(明治元年)6月中に359人に対して太政官札383,670両、同7月中に153人に対して同じく100,497両1分2朱をそれぞれ貸与しているが(前掲、沢田、136~7頁)、商法会所を通じて諸商人に貸与した総額は656万両に達した。69年3月商法司が廃止され、通商司がその事務を継承することになったが、通商司は各地に通商会社・為替会社をおこし、為替会社には1,622千両にのぼる太政官札を貸さげた。勧業貸付は、また、各府県・開拓使・各種の事業会社・国立銀行・物産会社・開墾会社あるいは個人にも農工業資金が貸付けられ、80年の殖産興業政策転換の時期までつけられたが、68年から80年までの勧業のための貸付は1,631万円と計算されている。

つぎに、準備金は、政府が1896年10月以来歳計余剰金および雑収入を積みたて、72年6月その蓄積が1,133万円に達したものを名づけたもので、

2) 貸付先、金額の詳細は、沢田章『明治財政の基礎的研究』122頁以下参照。

3) 大政官札の発行となるんで、政府は会計基金

5万両以上	6人
1万両~5万両未満	23
5千両~1万両	25
1千両~5千両	282
5百両~1千両	439
100両~500両未満	5,714人
50両~100両	1,545
10両~50両	1,183
5両~10両	9
合 計	9,226

300万両の募集を決定、まず京阪の富豪を召換して勧奨につとめ、ひじょうな困難のうちによくそれを達成したが、この会計基金調達の証文を太政官札貸付の抵当とみとめられた。なお、調達に応じたものの概数は9226人と計算され、そ

のうち1万両以上を調達したものは東京府8人、京都府6人、大阪府10人、兵庫県3人、大津県2人の合計29人で、そのほか5両、10両、100両と少額を拠出したものも多く、100両未満のもの2,737人、500両未満をとると8,451人となる。その詳細は上表のようであった。(前掲、沢田、105~6頁)

これを貸付けて利殖をはかったのであった。準備金の貸付には各庁縦越貸、各庁営業資本貸および銀行・会社・人民貸の3種があるが、国家資金の撒布として重要なものは銀行・会社・人民貸であった。これは物産繁殖、輸入防遏を目的としたもので、国債証書、古金銀貨、地金銀、銀行紙幣等を抵当とし、利率は特別の場合をのぞき6分ないし7分の低率であった。その貸付先は勧商局および府県、各国立銀行および特殊銀行、各種事業会社、個人の4者で、89年度までの貸付金総額は5,299万円であった。そのうち最も多額の融資をうけたものは、政府の為替方として特別の関係をもっていた三井銀行(1,083万円)で、ついで第二銀行(962万円)、第一銀行(764万円)、横浜正金銀行(478万円)、東洋銀行(344万円)、三菱会社(247万円)等となり、金融機関が多かった。また、個人貸付をうけたものは29名、その金額総計は約320万円で、そのうちには五代友厚、後藤象二郎、渋澤栄一等があり、いわゆる政商関係がうかがわれる。

最後の起業基金・勧業委託金・勧業資本金は、周知のように、直接には士族授産の目的で貸与されたものであるが、士族授産とならんで殖産興業にも大きな役割を果した。起業基金は78年5月に発行された起業公債1,250万円(政府手取金1,000万円)のうち300万円が勧業授産の経費に用いられ、さらにそのうち150万円がもっぱら士族授産費とされたものを指す。この授産資金は、国営授産の場合をのぞいて、他はすべて各府県の士族人口数に応じて地方庁に交付したのであって、実際に貸下げられた額は147万円弱であった。しかし、勧業授産経費300万円のうち残りの150万円もやはり一般殖産費として各種勧業施設のためにあてられたのであるから(たとえば綿糸紡績機械購入)、その実際支出額120万円余を加えて、合計267万円余を勧業経費とみることができる。

勧業委託金は起業基金の不足を補充するため82年度から貸付けられたもので、その支出予定額28万6千余円に対して、実際の支出額は直接士族授産資金として貸与された15万円余を加えて、20万6千余円であった。しかし、士族授産のためにそれでもなおいちじるしい不足をつけたので、

政府はさらに 82 年度から 89 年度にいたるまで毎年 50 万円づゝを支出し、これを勧業資本金と称して、各府県を通じて士族および廃禄士卒に貸下することとした。そのうち実際に支出された額は、北海道への移住資金 31 万円余をふくめて、307 万 5 千余円であった⁴⁾。

以上の興業資金の貸付は中央、地方を通じて 1 億円に近い額となるが、そのほか政府が各種官営事業のために支出した額が 6,000 万円以上にのぼるといわれるから⁵⁾、殖産興業政策のための経費は全部でほぼ 1 億 5 千万円にたつしたこととなる。

当時 1 ヶ年間の国家歳出が 5,000 万円程度であった明治維新政府にとって、この巨額の殖産興業資金は当然きわめて過重な負担となつたのであるが、このほか内乱の鎮定あるいは政府機構の整備等に巨額の支出を余儀なくされた政府は、もっぱら不換紙幣ならびに公債の発行によってそれらの経費を賄わなければならなかつた。すなわち、

4) 士族授産資金については吉川秀造『士族授産の研究』165～176 頁によつた。なお、以上のほか士族授産のための貸付資金としては、1878 年(明治 11 年)以前すでに民部省または大蔵省交付金、道府県勧業委託金および内務省交付金等があり、また地方税または道府県勤業費から支出された道府県交付金があつたが、我妻東策氏によれば、それらをふくめて、士族授産金の各種目はつきのように計算されている(我妻東策『明治社会政策史』163～164 頁)。

	円
民部省または大蔵省交付金	383,944.00
道府県勧業委託金	14,619.00
内務省交付金	324,020.90
道府県交付金	88,680.88
起業基金	2,084,731.33
勧業資本金ならびに勧業委託金	3,063,952.06
計	5,959,948.17

また、我妻東策氏は、1879 年度(明治 12 年度)から 89 年度までの道府県勤業費が 188 万 5 千余円であることから、その 7 割を郡区町村勤業費とみて、当時の地方勤業費総額を 320 万 4 千余円と見積っている(同上書、165 頁)。

5) 土屋喬雄氏の計算によれば、官営諸事業に対する支出は 3,293 万円であったが、氏はまた 1868 年(明治元年)から 85 年にいたるまでの興業費、開拓費、博覧会費等、直接政府経営による官行事業費を、『歳入出決算報告書』および『日本帝国統計年鑑』にもとづいて、合計 4,360 万円と算出し、これに中山道公債 2,000 万円を加えて、6,000 万円以上を当時の官営事業費としている(土屋、岡崎『日本資本主義発達史概説』168～170 頁)。

太政官札はじめ民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券・新紙幣等総額 2 億 7,500 余万円にのぼる巨額の不換紙幣が濫発されたほか、東京横浜間鉄道建設のため募集された 9 分利付英債公債 100 万磅(488 万円)、ならびに前述の起業公債 1,250 万円、金禄公債 17,400 万円および中山道鉄道公債 2,000 万円があった。しかも、この巨額の不換紙幣は、はげしいインフレーションをひきおこし、とりわけ特權的政商の資本の蓄積をいちじるしく促進するとともに、公債もまたたちまち巨商の手に集められ、あるいは国立銀行の資本となり、急激な商業高利貸資本の蓄積をもたらしたのであった。

官業払下・紙幣整理を内容とする 1881 年(明治 14 年)以降の殖産興業政策の転換は、従来の国家資本による重要産業の直営と多面的・広汎な民業の保護助長政策が、物価騰貴・商業投機・輸入超過・正債流出・金利騰貴・国債価格の下落などをつぎつぎにもたらし、かえって産業資本の生成を阻害する結果となつたことからする、いわば必然的な帰結であった。そして、転換後の勧業政策は、特定の政商的特權資本の育成強化にとくにその効果を集中したのであって、それ以前の興業政策が「国家資本による産業の直接経営・勧業資金の総花式配分を特徴としたのに対して」、81 年以後のそれは「《緊縮財政》に対応して、特定資本にのみ限定された重点的・集中的性格をもつ」ものとされた⁶⁾。たゞ、転換後も、あとでくわしくみると、とくに士族授産などに関連して、ひろく中小経営にも保護育成の手がさしのべられたのであって、転換前にひきついで、かなり広汎・多面的な勧業政策がとられたことは注目に値する。

以下興業資金交付のあとをできるだけたどりながら、現実に殖産興業政策がいかに具体化されていったかを明かにしよう。

II 殖産興業資金の浸透

前項で概観した興業資金は、勧業政策のねらいがきわめて短期間に資本の蓄積、近代産業の育成をはかることにあったのに対応して、もっぱら軍事工業その他の近代諸工業の直営あるいは政商資

6) 高橋誠「明治前期における財政政策の展開」(『経済志林』第 22 卷、第 2 号、91 頁)。

本の助成にその重点がおかれて、主としてその方面に大量に交付されたのであるが、しかし、反面にはまた、当時日本経済がおかれた国際的・国内的環境に影響されて、とくに輸入の防遏と輸出の振興を強力に推進しなければならなかった等のために、きわめて広汎な範囲にわたる、いわゆる「総花式」の勧業政策がとられたのであった。とりわけ、士族授産に関連して、幅の広い保護が与えられ、かなり零細な土産的産業にまでおよぼされた。

まず、まことにのべた士族授産金の交付の状況を貸付事業別にみると、第1表のようになり、開墾・養蚕・製糸・紡織が圧倒的に多く、牧畜・製茶・燐寸製造・製糖・製紙・陶器製造等がわずかあつたほか、雑工業として造船・セメント製造・製塩・漆器製造・罐詰製造・肥料製造・印刷製本・竹細工・団扇製造・提灯・醤油製造・製蠟等があり、多くは手工業ないし家内工業であった。また、70年代後半に支出された起業基金と80年代前半に支出された勧業資本金および勧業委託金とを比較

第1表 授産事業別士族授産金額ならびに授産戸数

授産事業	授産金額	授産者延戸数	同1戸当たり金額
開墾・移住開墾・農耕	円 1,553,633.47(35)	戸 21,492(12)	円 72,288(16)
牧 畜	226,881.00(5)	2,777(1)	81,700(18)
養蚕・製糸・栽桑	863,802.46(20)	64.757(35)	13,339(3)
甘庶蘆粟栽培・製糖	47,412.60(1)	1,077(1)	44,022(10)
茶栽培・製茶	169,024.90(4)	1,136(1)	148,788(33)
絹綿其他紡織	876,300.00(20)	56,278(31)	15,570(3)
燐寸製造	72,645.30(2)	2,487(1)	29,209(7)
製 紙	21,012.20(1)		
陶 器 製 造	33,500.00(1)	31,763(17)	15,891(4)
雑 工	450,242.22(10)		
そ の 他	49,330.20(1)	1,764(1)	28,531(6)
合 計	4,362,342.56	183,531	449,338

(備考) 我妻『明治社会政策史』174~175頁および177~178頁による。授受内容の明らかなもののみを掲げているので、合計額は交付金総額に達していない。

すると、後者において、開墾・牧畜・蚕糸等がいちじるしくその比率を増加する反面、紡織・製茶・燐寸製造・雑工等に対しては逆に減少しているのであって、とくに、1戸当たり交付金額の最も零細な養蚕・製糸・栽桑が授産戸数では最大数をあらわし、授産事業として重要性を増していることが注目される。なお、1戸当たり交付金額が蚕糸について零細な紡織が、授産戸数ではやはり蚕糸につぐ多数をしめし、広汎な授産の対象となっているのであるが、この分野でも起業基金ではいわゆる

2千錘紡機の輸入がおこなわれ、近代的機械紡績業の育成につとめているのに対して、勧業資本金ならびに勧業委託金では農村の副業的家内工業としての紡織がむしろ授産事業となつたようである。

また、士族授産金の道府県別交付状況をみると、鹿児島県の327,500円、北海道の325,875円を最高として、佐賀(267,900円)、広島(265,700円)、熊本(218,790円)、福島(170,644円)、福岡(170,062円)、滋賀(160,000円)、岩手(147,394円)、青森(134,875円)、山口(131,334円)、兵庫(131,150円)、秋田(129,444円)、石川(117,500円)、愛知(110,800円)、静岡(107,464円)、岡山(107,290円)、鳥取(100,339円)等の諸県がそれに次いでいるのであるが、各府県の間にはかなりの懸隔がみられる。1戸当たりの授産金額もまた各府県でやはり相当な偏差があるわけで、一応各府県におけるそれぞれの士族人口を標準とし、とくに勧業資本金の交付にあたっては従前の授産金の地方的偏差の修正に留意したのであるが、事実上は士族数の多い県に比較的多く交付され、少い県には少額となったのであった。たとえば、奈良(3,000円)、京都(4,000円)、埼玉(7,000円)、神奈川(8,000円)、千葉(13,000円)、大阪(18,500円)、栃木(21,629円)等の府県ではとくに少額であった。

ところで、士族授産金貸付の効果については、そのほとんどすべてが返納延期を許されあるいは棄損されたことから、一般に否定的な見解がとられているが⁷⁾、授産による士族の救済を直接に果しえなかつたにしろ、殖産興業政策の一分野として近代産業を育成する点には少からず効果を發揮したものとみることができる。たとえば、器械製糸については六工社(長野県)をはじめ、飫肥製糸場・都城授産場(宮崎県)、彦根製糸場(滋賀県)、金沢製糸場(石川県)等が、また改良座繰製糸については交水社・精糸原社(群馬県)、松山製糸会社(埼

7) 吉川氏は前掲『士族授産の研究』において、士族授産金貸付事業245件について、「明治14年以降22年迄の間に元金の返納延期を許されしもの79件、利子支払を免除せられしもの6件、利引一時返納を許されしもの7件、元利金全部の棄損を聞届けられしもの8件、合計100件を数へる。而して此の中僅か数件を除く外は、総べて事業の経営困難を其の理由とするものであった。尋いで明治23年に至り、此の時迄に棄損

玉県)等が士族授産事業としても一応の成功をしめすとともに、それぞれの地方において製糸業の発展に貢献したのであり、また、織物業では力食社(熊本県)、赤松社(福岡県)、授産社(鹿児島県)、愛知物産組(愛知県)、福井織工會社(福井県)、興産社(石川県)等がそれぞれ小倉織・久留米絣・薩摩絣・物産縞・羽二重の生産のマニュファクチャ化をもたらした。そのほか、小野田(山口県)・三河(愛知県)両セメント会社、名古屋電燈会社(愛知県)、伊勢勝製靴工場(東京府)等それぞの事業の先駆をなくした諸会社も士族授産の目的をもって創立されたものであり、メリヤス・石鹼・煉瓦製造業も大部分は士族授産業として出発した。

なお、燐寸製造業は葆光社(岩手県)、藤津社(石川県)、慈恵社・就光社(兵庫県)、有恒社(岡山県)、徳潤社(徳島県)、共勉社(香川県)、真燧社(愛知県)等の士族授産事業によってその端緒が開かれ、紅茶製造業もまた都城製茶会社(宮崎県)、開産会社(大分県)、東肥製茶会社・熊本製茶会社・不知火舎(熊本県)、星光社(福岡県)、混々社・百倣社(愛知県)、精茗社(愛媛県)等の士族授産事業がその先駆をなしたのであって、これらの事業のはほとんどすべてが失敗に終ったにもかゝわらず、その後の発展に寄与するところがあった。また、煉炭および

又は利引返納を許されしものを除き、残り全部が棄損又は利引返納の処分に付せられたのである」(517頁)としている。

なお我妻氏は授産事業 343 社につき成績概表をつくり、そのうち、甲が授産事業数では 30 %、授産金額では 46 % を占め、乙がまたそれぞれ 50 %、35 % を占めていることから、「われわれは爰に士族授産が如何に優秀なる成果を挙げたものであるかを知ることが出来る。そして通常士族授産を以て所謂《士族の商法》と同義に解し、恰も失敗の代名詞の如く考へることが、

如何に根拠なき謬見であるかを知ると共に、斯様な見解が恐らく、当時の偏狭なる町人根性の創作にかかるものであろうことを想像することができる。」(276頁)としている。

コークス製造の炭塊社(福岡県)、レース製造の東京府営教場、骨粉肥料製造の弘義分社(群馬県)、蘆粟糖製造の秋成社(秋田県)および盛岡興産社(岩手県)、罐詰製造の佐賀県士族結社等も、いずれも失敗に帰したが、それぞれ新産業の先駆をなした。

以上の士族授産事業のほか、さらに、殖産興業資金浸透の状況をその末端においてとらえるならば、宮城県の三陸商社、長野県の開産社などがあげられ、それに類する組織が当時全国的にあったことが想像される。三陸商社は 1870 年(明治 3 年)石巻出張の民部省通商司から「地方生産引立」として 10 万円の貸下げをうけ、公金取扱と地方勧業を目的として設立された。そのほか「元胆沢管内官民引立」のための貸下金 3 万円、石巻出張祖税寮からの貸下金 14,450 円も得た。その業務は物品引当で郡村に金を貸すことと、その生産物を買上げることであり、織物類・海産加工品・傘・紙など多くの種類の商品を取扱った。また、為替方の仕事もし、宮城・水沢両県の為替御用を命じられたが、73 年には為替方を三井組に引き、商業取扱のみが許されることとなった。なお、76 年には土権に資本金 4 千円、24 人取の器械製糸場を設立し、富岡と福島に派遣した伝習工女を使って操業を開始した(『七十七銀行史』33~34 頁および 109 頁)。また、開産社は 73 年筑摩県令永山盛輝の登記によって設立されたもので、(1)旧伊那・松本・筑摩の 3 県で窮民援助のため積立てた貯穀 611 石代約 1,833 円、(2)管下全般にわたって田および宅地は 1 反歩につき米 1 升、畑は雜穀 1 升づゝを毎年積立てしめ、この米穀代約 14,023 円余、(3)政府よりの拝借金 38,770 円等を資本金とし、74 年 12 月開業した。開産社は一般の預金をうけるとともに、筑摩県からの預金を取扱い、のちには為替事務も営んだといわれるが、資金が増加し業務がおいおい拡張するにともない、支局を飛彈高山と伊那飯田に開き、さらに高島・高遠・福島・麻績・大町にも順次開いて発展した。75 年前半から 79 年 1 月にいたるまでの第 10 大区における勧業貸付金をみると、第 2 表のとおりになり、さらに 76 年後期と 77 年前半について貸付先をあげると、第 3 表のようになる。これによると毎期 1

判定規準	授産場社数	授産金額
	%	円 %
甲	104(30)	2,000,302.22(46)
乙	169(50)	1,522,347.24(35)
丙	69(20)	838,954.81(19)
計	342	4,361,604.27

(備考) (1)判定規準は、甲(授産、殖産ともに所期の目的を達成したものの)、乙(授産、殖産ともに所期の目的を半ば達成したものの)、丙(授産、殖産ともにまったく所期の目的を達成し得なかつたもの)、(2)乙の授産金額は授産金額から甲丙の分を控除した残数である。

如何に根拠なき謬見であるかを知ると共に、斯様な見解が恐らく、当時の偏狭なる町人根性の創作にかかるものであろうことを想像することができる。」(276頁)としている。

第2表 第10大区開産社貸金状況

1875年前期	75円
76年後期	1,910
77年前期	1,822
77年後期	1,440
78年前期	1,050
78年後期	1,125
79年1月	105
計	7,502

千円から2千円前後が貸下され、開墾・人参植付・桑植付・煙草製造・養蚕等の農業関係や、紺屋・水車・蚕糸製造・足袋裏・ふるい張等の零細な副業的手工業を対象としたほか、温泉開業・宿屋等にもかなり多額が貸付けられて

第3表 開産社貸金用途先

1876年後期		1877年前期	
中	馬	稼	30円
紺	屋	商	45
板	子	扮	15
開	店	塑	240
農	馬	買	15
人	參	入	100
養	染	付	35
糸	紺	蚕	60
山	蚕	糸	150
中	信	製	造
藍	溫	引	下
宿	泉	開	業
足	仕	入	1,050
ふ	袋	屋	30
る	い	裏	30
計		計	1,910
		計	1,822

いる。開産社は以上のような在来産業を助成するとともに、76年新たに模範的染織業を開始し、桐生から職工を招いて絹綿各種の織物を製織した。77年には長野県から1万円の染織資金を借り入れて事業を拡張し、順調な発展をしめしたが、81年以降の不況にあって、貸代金の回収が困難となるとともに、染織業もまた欠損多く、その上各地においおい銀行がおこるによんで、開産社の意義もうすれたため、88年ついに解散するにいたった(『豊科町誌』778~781頁)。

殖産興業政策がその末端において、以上のように、在来の固有産業に対して強い関心をしめしていることは、『明治十年府県勧業着手概況』(土屋喬雄編『現代日本工業史資料』I)において、新たに近代産業の育成に留意しながらも、「新規起業ノ義ハ試験中多少ノ失費ヲ要シ容易ニ着手難致見込候間、從前仕来ソノ事業ニ就キ改良増殖セシメンコトニ注意シ……」(84頁『三重県勧業着手概況』)、あるいは「先づ只管ラ固有之事物ニ因テ改良且更張ナサシメ、会社組合ヲ興サシメ、営業ノ根基ヲシ

テ堅ク且大ナラシメ、内外輸出ノ針路ヲ拡充ナラシメンコトヲ要ス」(80頁『堺県勧業着手概況』)などといっているように、主として開墾・牧畜・養蚕をはじめ製糸・紡織・製糸・陶器・漆器等の在来経営の改良に着目していることによってもその一般化を裏づけることができるものと思われる。それは、さらに、81年におけるいわゆる「多面的総花式」勧業政策から「重点的・集中的」それへの転換後においても、地方産業に対する広汎な保護の要求として根強く引きつがれ⁸⁾、具体的には前述の士族授産政策の展開として主としてあらわされたのであった。

もちろん、かくして一応は保護育成された地方在来産業も、勧業政策の第一義的な要請に基く政商・財閥資本の強大な発展のまえにはやがて一たまりもなく圧倒され、その支配下に組入られた。

III 産業資本の生成

殖産興業政策にもとづく近代産業の移植あるいは在来の近代化は、すでにのべた興業資金の交付ならびに直接的な官営事業・私的産業の保護等によって達成されるほか、不換紙幣の濫発と整理とともになうはげしいインフレ・デフレの波を基盤に展開する地租改正・秩禄処分ならびに公債の発行等のいわゆる原始的蓄積の過程にうながされて、ある程度幕末までに発展した技術を基礎として、その大多数はきわめて零細な規模ながら、かなり自生的な産業資本生成のかたちでおこなわれていた。こゝでは、その一々について詳細にのべるわけにはいかないので、とくに従来見落され勝で

8) たとえば、『興業意見』は明治初年以来の各種の勧業資金の貸付がほとんどその効果をもたらすことができなかつた原因をあげて、「是レ必竟事業ノ創始ニ係ルモノニ貸与セシ故ノミナラス、多クハ方法ノ良否事業ノ如何ヲ問ムス、妄リニ不慣ナル新事業ヲ勧興シタルニ坐スルモノナリ。」(『明治前期財政經濟史料集成』第18巻、91頁)としたのち、「地方今日ノ現状ニテハ、資力不相当ノ起業ヲ為サンヨリハ、農家ニハ1段ナリ1畝ナリ、自己所有ノ地面ニ就中、肥料栽培其他ノ改良ニ注意セシメ、又其土地ニ適スヘキ植物ヲ栽植セシムル等、先ツ其卑近ナル処ヨリ誘導センコトヲ要ス。工業者ニモ亦漫リニ大機械ヲ備ヘ、工場ヲ設クルカ如キハ、後日ノ企望ニ附セシメ、従来ノ器械ヲ改良シ、徐々ニ其歩ヲ進マシムル様ニ、専ラ注意ト勉強ヲ惹キ起スコト肝要ナリ。」(同上436頁)とのべている。

あった機械工業について、そのあらましの経過をのべるにとどめなければならない。

まず、近代的機械工業の先駆として注目すべきは田中工場であろう。田中工場は佐賀藩精煉方ならびに久留米藩製造所(のち久留米藩製鉄所)において鉄砲・汽罐の製造に従事した田中久重(近江)の創設にかかるもので、1871年(明治4年)廃藩置県後、田中は久留米製鉄所の機械を借用して工場を経営したが、73年東京に出て麻布大泉寺に仮寓し、その樓上を工場にあてて諸種の機械を製造したのがその創まりであった。工部省の命によって生糸試験器を製造しのをはじめ、モールス電信機製造に成功し、電信用時計仕掛けスクリュ、歯車製造機および絹巻銅線製造機等を考案したが、78年工部省に買収され、通信省電信燈台用品製造所となつた。その後、82年にいたって2代目久重は芝金杉に新たに田中工場を設立、海軍々用諸機械およびその他の諸機械を製造したが、93年三井の傘下にはいり、芝浦製作所と改称されたのである。

つぎに、石川島平野造船所は平野富二が1876年(明治9年)海軍省石川島造船工場跡の敷地を借用して設立したもので、民間経営による西洋型船舶製造所の嚆矢とされている。平野富二是長崎の人で、長崎製鉄所機関手として造船海運業に従事したのち、本木昌造の創始にかかる長崎活版所を主宰して活字鋳造の業を完成した。石川島造船所の創設・経営には「獨力」(『東京石川島造船所五十年史』78頁および212頁)でこれに当ったが、経営が困難となるにおよんで82年第一銀行から融資をうけたのをはじめ、86年には伊達家・鍋島家および渋沢栄一から出資をえて匿名組合となり、さらに89年株式会社組織となつた。

そのほか、民営として創設された主要な機械工場としては79年創立の大坂鉄工所(造船諸機械、87年末現在[以下同じ]職工252人)、83年創立の三吉電機工場(東京、電機諸機械、職工100人)をはじめ、87年末までに日本製鉄会社(東京、器具機械、76人)、岬筒製造所(東京、岬筒、45人)、芝新堀製作所(東京、諸機械、17人)、諸機械製造工場(東京、鉱山機械、60人)、国友工場(東京、鍛冶、25人)、諸機械製造所(東京、機械、100人)、大谷太郎工場(大阪、鑄

造、15人)、木津川船渠会社(大阪、造船、25人)、鑄物場(神奈川、機関、15人)、河野亀三郎工場(兵庫、船舶機械、55人)、衣浦造船所(愛知、船舶、85人)、機械製造所(北海道、船舶機械、62人)、中島機械工場(大阪、印刷機械)、松尾鉄工場(長崎、造船機械)、渡辺鉄工所(福岡、機械)、谷口鉄工所(佐賀、鑄物)、小野・藤永田・三原造船所(大阪)等が設立された。

さらに、特殊な一分野として時計製造業をとりあげよう。旧幕府・諸藩からの特權的な保護をうけてながい伝統を誇る和時計の生産が、洋時計の輸入によって致命的な打撃をうけて急速に衰亡するにおよんで、幕府暦局時計師大野規同・規好父子は相ついで海外に渡って近代時計法を習得し、1880年(明治13年)大阪府樋口に時計製造所を設立、懷中時計の製作に従事するとともに、多数の時計技術者を養成して時計製造業の発展に多大の貢献をした。宮内省からは助成のため2,500円を下賜された。こうした機運の下に、旧幕時代の御時計師とその下職は小規模ながらおいおい洋時計の模倣製作を試み、東京・大阪・名古屋・京都等かっての和時計生産の中心地に次第に時計産業が興っていった。まず、75年東京麻布に金元社(資本金1万5千円)がポンポン時計製造の嚆矢として設立されたのをはじめ、東京では77年頃新居常七・水野伊和造が、82年には小島房治郎が、また89年頃には吉沢又右衛門が、それぞれ時計商から掛時計製造工場の設立へとのり出している。同時に、全国各地で掛時計の製造はすゝみ、85年頃中条勇次郎・水谷駒次郎(岡崎)、87年頃盛舎(名古屋)、89年頃大阪時計製造会社・播磨時計会社(姫路)等がそれぞれ設立された。

これらの諸工場は、その後に相ついで設立された諸工場とともに日清戦争前後の日本資本主義の確立期にいたるまではげしい浮沈をつづけるのであって、時計工業の発展は85年創業の精工舎の発展に俟たなければならないのであるが、しかもその間これらの諸工場の内容はつきつぎに伝えられて、その後の発展に資したのであった。

(附記) 以上限られた紙数で十分論旨を展開することができなかつたが、この点については何れ改めて書くつもりである。